**◯◯太陽光発電事業に関する協定書（案）**

◯◯区長◯◯（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第１条　乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

　事業の種類　　　太陽光発電事業

　事　業　地　　　◯◯ほか◯◯筆

　事業面積　　　◯◯平方メートル

　発電出力　　　◯◯ｋＷ

協定対象期間　　　◯◯年◯◯月◯◯日（協定締結の日）から事業の終了後、乙の撤退まで

（乙の責務）

第２条　乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第３条　甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）

第４条　乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

２　乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

（事業の変更）

第５条　乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の終了）

第６条　乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

２　乙は、事業終了後の発電設備の撤去及びその処分費用を定期的な積立て等により事前に確保しておくものとする。

３　乙は、甲から前項の積立て等の状況報告を求められた場合は、速やかに甲へ報告するものとする。

（協定の存続）

第７条　第１条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

（疑義等の処理）

第８条　甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

　　　◯◯年◯◯月◯◯日

　　　　　　　　　　　　甲　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　区　　名

　　　　　　　　　　　　　　　職 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　乙　　住　　所

事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　職 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙（◯○年◯◯月◯○日確認）

（以下、甲乙間で取り決めた内容を記載）

１

２

３

・

**【協定締結（別紙）の際の注意点】**

協定書別紙の記載事項として、次のような例が考えられます。当該発電設備が設置される地域の実情の応じ、取捨選択、追加又は修正してください。なお、上述した「５　事業者が配慮すべき事項」も参考にしてください。

 甲乙間で取り決めた内容は、区から事業者への一方的な要望ではなく、両者が合意している内容を正確に記載してください。そのため、区と事業者との間で十分に協議を行ってください。

**〈生活環境の保全〉**

●事業地内及び事業地周辺の樹木の剪定、雑草の除去等を定期的に実施し、周辺環境を保全すること。

●乙は、甲が実施する地区の清掃活動に参加すること。

**〈動植物・生態系の保全〉**

●希少野生動植物（「レッドリスト」及び「長野県版レッドリスト」に掲載の動植物）の生息地及びその周辺には太陽光発電設備を設置しない、又は適切な保全措置を講じること。

●造成工事等開発に際し、外来種が侵入しないよう十分注意すること。万が一外来種が侵入した場合には、駆除を実施すること。

●現存する植生は、事業地の全面積の○○パーセント以上残すこと。

●樹木の伐採は必要最小限にとどめ、移植できる樹木は事業地内に生育環境を整備して移植するなどの措置を講じること。

●新たに植栽を行う場合には、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること。

**〈地形・地質の保全〉**

●土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きの設置、段切り等を行い、土石の流出防止及び法面の安定化に万全を期すこと。

●法面については、植林、芝張り、種子吹付、その他現地に適した工法により周辺環境や景観と調和させること。

**〈水象の保全〉**

●事業地周辺に井戸等がある場合には、井戸等の水位及び水質に支障がないようにすること。

●事業地内の雨水は可能な限り浸透させ、地下水のかん養に努めること。

●自然の沢筋を破壊しないこと。

●雑排水及び廃棄物等による土壌汚染には細心の注意を払い、地下水への影響がないようにすること。

**〈景観の保全〉**

●主要な眺望点（○○展望台）から視認できる場合には、主要な眺望点からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。

●計画・設計段階において、事業地の連続する写真や映像にコンピューターグラフィックス等で作成した計画案を合成するなどの方法により景観への影響をより正確に予測・評価すること。

●太陽電池モジュールは、周囲と調和した色彩とし、低反射、低明度、低彩度で目立たないものを使用するとともに、周囲と調和するものを選択すること。

●フレームの素材は、低反射のものを使用すること。

●パワーコンディショナ、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観形成拠点等からの影響がないよう景観に調和したものとすること。

●道路沿いや民家等に隣接して設置する場合には、通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、目立たないようにすること。

●主要な道路（県道○○号）から視認できる場合には、主要な道路から望見できないよう植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること。

●幹線道路等（国道、高速道路、新幹線）の付近へ設置する場合は、以下の範囲での設置を避けること。

・国道：沿線両側それぞれ100ｍ以内

・上信越自動車道：沿線両側それぞれ500ｍ以内

・中部横断自動車道：沿線両側それぞれ500ｍ以内

・北陸新幹線：沿線両側それぞれ500ｍ以内

●電線類は、可能な限り地中化すること。

**〈災害の防止〉**

●太陽光発電設備に異常を来すような落雷・洪水・暴風・豪雪等の自然災害の発生が予想される場合には、事前に事業地及び太陽光発電設備の点検を行うこと。

●落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等の自然災害により、太陽光発電設備の破損、第三者へ被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合には、速やかに事業地に赴き、太陽光発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないかを確認するとともに、速やかに甲に報告すること。

●太陽光発電設備の異常若しくは破損等により周辺地域への被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合には、被害防止及び拡大防止のための措置を講じるとともに、速やかに甲に連絡すること。

●土砂流出等を防止するため、沈砂池、柵等の土砂流出防止施設の設置を先行し、下流に対する安全を確保すること。

●調整池を設置する場合は、維持管理を適正に行うとともに、定期点検を行うこと。

●事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。

●崖崩れのおそれがある土地の場合には、擁壁工等の対策を行うこと。

●地盤が軟弱な場合には、地盤改良を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないよう土の置換や水抜き等を行うこと。

●切土や盛土により崖が生じる場合には、崖の上端に続く地盤面は雨水等が崖の反対方向へ流れるような勾配にすること。また、必要に応じて排水溝を設置すること。

●切土によるすべりやすい土質がある場合には、杭打ち等のすべり対策を行うこと。

●盛土を行う場合には、ゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう概ね３０cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締め固め、及び必要に応じ地すべり抑止杭設置を行うこと。

●切土、盛土を行う場合には、擁壁、石張り、芝張り、モルタルの吹付等の切土・盛土面の保護を行うこと。

●切土、盛土を行う場合で地下水により崖崩れや土砂の流出のおそれがある場合には、事業地内の地下水を排出する排水施設を設置すること。

●擁壁を設置する場合には、擁壁は構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。高さ２ｍ以上の崖に設置する擁壁は、建築基準法施行令第１４２条の規定を準用した構造とすること。

●雨水排水施設の計画に当たっては、事業地の規模、地形、周辺の状況を勘案し、雨水を有効かつ適切に排出できるようにすること。なお、計画雨量水量は佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱指導基準に準じて算出すること。

**〈施工段階〉**

●工事車両の通行には安全に万全を期し、甲からさらなる安全確保についての要請があった場合には、誠意を持って対応すること。

●一般交通車輌等の安全を図るため、工事期間中は要所に交通誘導員を配置する等万全の措置を講じること。

●太陽光発電設備の工事等に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等については、万全の措置を講じるとともに、甲から要請があった場合には、適切な措置を講じること。

●土砂流出及び粉じんを防止するため、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットを設置すること。

●工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を現場の見やすい場所に表示すること。

●工事中及び完成後において、降雨時には常にパトロールを実施し、地域住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講じること。

●工事中及び完成後において、進入路及び管理用道路等の危険箇所に交通安全施設及び標識を措置し、安全かつ円滑な通行を確保すること。

**〈運用・管理段階〉**

●著しく傾斜している土地及びその周辺に太陽光発電設備を設置しないこと。

●通行する車輌に太陽電池モジュールの反射光が当たらないようにすること。

●低周波音等を防止するため、パワーコンディショナは家屋から可能な限り離した場所に設置する又は防音壁や緑地その他の緩衝帯を設置すること。

●太陽光発電設備周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講じること。

●事業地の外から見やすい場所に事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること。

●事業地の管理に当たっては、農薬及び除草剤は原則使用しないこと。農薬等を使用せざるを得ない場合には、事前に散布の日時等について、甲及び地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

●排水路、調整池等の維持管理を適正に行い、沈砂や植生が繁茂している場合は除去すること。

●太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発生した場合やそれが懸念される場合には、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、直ちに甲に連絡すること。

**〈終了段階〉**

●乙が太陽光発電事業を終了する場合には、設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと。

●乙の責めに帰することができない事由がある場合を除き、乙が協議により決定した期日までに太陽光発電設備を撤去等しない場合には、甲に対して違約金（金○○円）を支払うこと。

**〈損害賠償〉**

●乙は、発電事業全般において第三者に損害を与えた場合には、誠意をもって速やかに復旧措置を講じるとともに、損害の補償に当たっては誠実に履行すること。

**〈その他〉**

●乙は、太陽光発電設備でのトラブルが生じた場合の対応についてマニュアルを作成し、発電事業開始までに甲に提出すること。

●甲は、乙が事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に規定するFIT法及びFIT法施行規則に基づき遵守が求められる事項及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について違反した場合には、資源エネルギー庁に通報すること。